

情報誌 たかぎ

ホームページアドレス <http://www.vill.takagi.nagano.jp/> 電子メールアドレス info@vill.takagi.nagano.jp



消防団出初式（1月6日）

消防団の出初式で交流センター前までパレードが行なわれました。
村消防団は今年、大きな改革の年となります。

（関連記事・2面）

今月号の主な内容

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ■ 広報たかぎ | ■ 健康アップPPK …………… 9面 |
| ・ 消防団改革…………… 2面 | ■ 保育園だより …………… 10面 |
| ・ 福祉灯油券支給…………… 3面 | ■ 学校だより 喬木中学校 …… 11面 |
| ・ 確定申告はお早めに…………… 4面 | ■ 交流センター便り …………… 12面 |
| ・ 後期高齢者医療制度…………… 6面 | ■ 社協だより ひなたぼっこ …… 13面 |
| ・ 次世代ネット新名称募集…………… 7面 | ■ オフトークたかぎ …………… 14面 |

2008
2
February

原油価格の高騰に伴う緊急対策 喬木村福祉灯油券を 支給します

村では、原油価格の高騰に伴う緊急対策として、下記に掲げる要件を満たす世帯に対し、「福祉灯油券」を支給します。

「福祉灯油券」支給には、申請が必要となりますので、役場住民課窓口で手続きをお願いします。

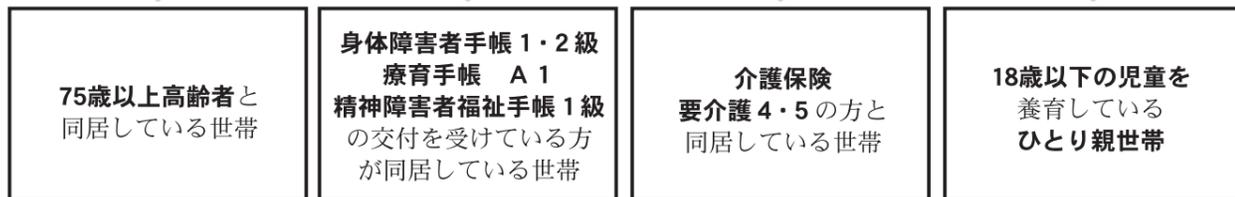
喬木村福祉灯油券支給対象世帯

平成20年1月1日現在
住民税非課税世帯で下記収入限度額以下の世帯

収入限度額

- 1人世帯……………80万円以下
 - 2人世帯……………160万円以下
 - 3人世帯以上………160万円+1人につき40万円以下
- ※障害年金・遺族年金・恩給等非課税収入を含む

かつ、次のいずれかに該当する世帯



※対象者が福祉施設入所世帯、長期入院世帯及び生活保護受給世帯は除く。

申請期間

喬木村福祉灯油券の申請期間は次のとおりです。
平成20年1月7日～平成20年3月31日
灯油券の有効期限は3月31日です。
早期の申請をお願いします。

福祉灯油券 有効期間

喬木村福祉灯油券有効期間は次のとおりです。
平成20年1月7日～平成20年3月31日
灯油券の有効期限は3月31日です。
4月以降の灯油購入には使えません。

申請窓口

喬木村役場 住民課 福祉担当
電話 33-5123(直通)
33-2001(代表)
支給対象になるか不明の方は
お気軽にお問い合わせください。

申請に必要な書類等

- ・印鑑
 - ・身体障害者手帳 1・2級
 - ・療育手帳 A1
 - ・精神障害者福祉手帳 1級
 - ・介護保険被保険者証
- 手帳等取得済の方のみ

村の人口	6,735人(-3)
男	3,264人(±0)
女	3,471人(-3)
世帯数	2,049戸(-1)
(平成20年1月1日現在)	



平成20年消防団出初式

村消防団改革

消防委員会答申を受け 基本方針を決定

村では、村消防団員が定員を大きく割り込む状況や、人口減少高齢化が進む山間集落の防災組織の見直し等に対応するため、昨年七月、村消防委員会(会長・横前豊さん)に消防団員定数等の改定について意見を求めました。消防委員会ではこれを受け検討を行い、昨年十一月二十六日大平村長に答申が出されました。

検討された内容は、消防団員定数・消防団員の統廃合・手当等の見直し・消防協力員の見直しの四項目で、答申内容をふまえ村では「喬木村消防団基本方針」(下記参照)をまとめ十二月定例村議会並びに区長会に報告し、来年四月から実施するよう準備を進めることになりました。

喬木村消防団員数

分団名	班名	平成19年度		基本方針(目標)	
		団員数	小計	団員数	小計
本部役員		14	22	3	10
本部付	女性班	8		7	
第1分団	北班	11	57	20	80
	町郭班	10		16	
	南班	13		18	
	寺之前班	6		6	
	帰牛原班	7		10	
	加々須班	6		10(統合)	
	大島班	4			
第2分団	馬場両平班	10	42	10	55
	田上川班	10		10	
	上平班	8		10	
	伊久間班	14		25	
第3分団	富田班	17	33	21	35
	大和知班	9		14(統合)	
	氏乗班	7			
合計		154		180	

基本方針

- ・団員の定数 200人→180人
- ・班の統廃合 大島班を加々須班に統合
加々須大島班
氏乗班を大和知班に統合
大和知氏乗班
- ・消防団員手当 活動交付金の引き上げ
一般団員17,000円→25,000円
出勤手当は活動交付金とし、
班を通じ個人支給
- ・消防協力員 大島・氏乗地区の定数増
5人→10人
役場消防OB協力員組織(40歳以下)を編成
年額手当の引き上げ
5,000円→12,000円

平成19年分申告の主な改正点

◎地震保険控除が創設されました

損害保険料控除を廃止され、代わりに平成20年度課税分から「地震保険料控除」が創設されました。

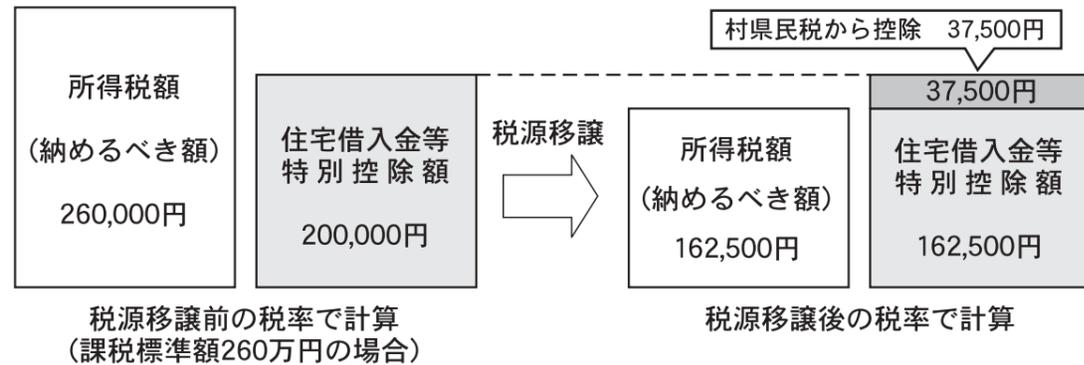
※契約期間が1年の短期損害保険料控除は廃止となります。長期損害保険料控除も廃止ですが、平成18年12月31日までに締結した契約は経過措置として、今までどおり控除となります。

◎住宅ローン特別税額控除

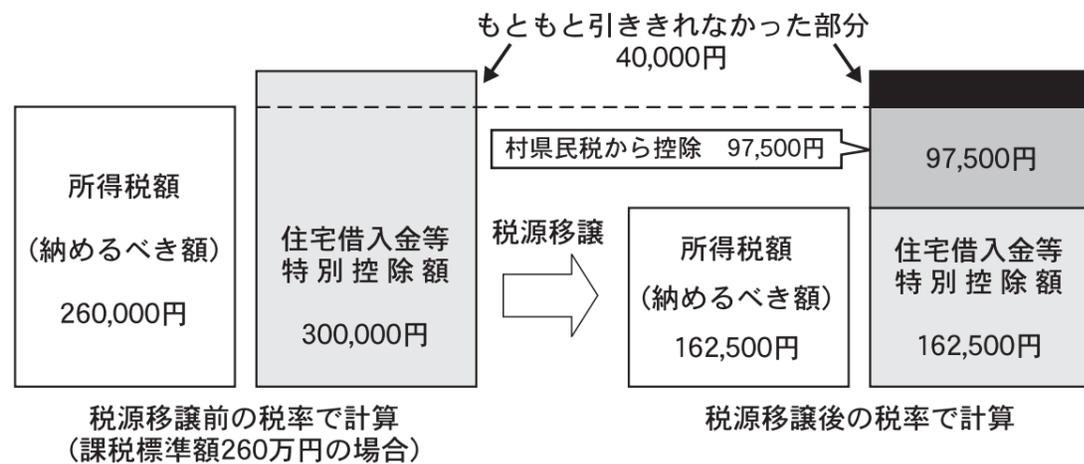
所得税から市町村県民税への税源移譲により所得税が減額となったことで、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）額が所得税額（納めるべき額）より多くなり、所得税で控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。そのため、所得税から控除されなかった分を市町村県民税から控除する経過措置がとられることとなりました。ただし控除されなかった額がある場合は、住民税の申告が必要になります。

■対象 平成11年から平成18年までに居住開始し、住宅借入金特別控除を受けている方で次に該当する方

①税源移譲により所得税が減少した結果、所得税額が住宅借入金等控除額より少なくなる方



②元々住宅借入金等特別控除額が所得税額より多く、税源移譲で控除できない額が更に増えた方



■手続き 申告期限 平成20年3月17日(月)

- 所得税の確定申告を行う方……………確定申告に併せて住民税申告
- 所得税の確定申告をされない方……………源泉徴収票を添付して住民税申告

確定申告は正しくお早めに

所得税・住民税の申告は3月17日(月)までです

所得税の確定申告と住民税の申告を行う時期となりました。村では2月18日より3月17日まで、納税相談を行いますので忘れずに申告をしてください。期限間近になりますと大変混雑しますので申告は早めに済ませましょう。

申告が必要な人

- イ 前年中（平成十九年一月一日から十二月三十一日）に事業所得、土地・建物を貸した不動産所得、土地・建物を売った譲渡所得などがあつた人
- ロ ニヶ所以上から給与・年金を受けた人
- ハ 給与所得者で給与以外の所得がある人
- ニ 年金所得者の方は、全員申告してください
- ホ 内職、家事手伝い、パートなどで所得税の源泉徴収を受けなかつた人。または年末調整をしていない人
- ヘ 住宅借入金等特別控除（改正）、雑損・医療費・寄付金控除を受けようとする人
- イ 税務署へ平成十九年分所得税の確定申告書を提出する人
- ロ 一ヶ所からの給与所得のみで、勤務先で年末調整を行った人

申告しなくてもよい人

- イ 申告用紙（確定申告書の送付のあつた人のみ）
- ロ 農業所得の収支計算書（内訳書）※全量自家消費の方は不要
- ハ 平成十九年分源泉徴収票（給与、年金等）
- ニ 印鑑
- ホ 建設国保保険料、国民年金保険料・国民年金基金の掛金、農業者年金保険料等の証明書等
- ヘ 生命保険料、長期損害保険料（改正）、地震保険料（改正）小規模企業共済等の掛金支払証明書
- ト 医療費控除を受ける方は、領収書、おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書等
- チ 初めて住宅借入金等特別控除の適用を受ける方は、新築住宅の登記事項証明書、請負契約書又は売買契約書の写、住民票、借入金年末残高証明書
- リ 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の源泉徴収票
- ル 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳等
- ヌ 還付先あるいは引落口座番号のわかる預金通帳

申告に必要なもの

給与所得者の還付申告

次に該当される方は、還付申告されると所得税が返ってきます。

- イ 給与所得者で、雑損控除・医療費控除・住宅借入金等特別控除を受ける人
- ロ 給与所得者で退職し、納め過ぎの所得税のある人
- ハ 予定納税者で確定申告の必要がなくなつた人

納税相談日程

2月18日～3月17日（土日を除く）

会場 役場庁舎1階 税務会計室窓口

※今年度より地区出張納税相談は行いません。

※受付時間は午前9時から午後4時までです。

※国税電子申告・納税システム（e-Tax）による申告をご利用下さい。

e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）



平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が始まります

- 現在の「老人保健制度」は廃止され、平成20年4月から新たな独立した医療制度である「後期高齢者医療制度」が創設されます。
- 「後期高齢者医療制度」は県内の全ての市町村が加入する「長野県後期高齢者医療広域連合」で運営されます。

①対象者

- ・75歳以上の方（75歳の誕生日から資格取得）
- ・65歳以上75歳未満の障害認定者の方（障害認定は、申請により取り下げ可能です。）

②保険料

後期高齢者医療制度では、高齢者のみなさん1人ひとりから公平に保険料を負担していただくことになります。

「国民健康保険に加入していた方」や「サラリーマンで健康保険の被保険者」であった方



国保や健康保険の保険料から後期高齢者医療制度の保険料に切り替わります。

「健康保険や共済組合の被保険者の被扶養者」であった方



新しく保険料をご負担いただくことになります。「加入から2年間は、被保険者均等割の半額」に軽減されます。ただし、平成20年4月から9月までは保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月までは保険料を9割軽減することとしています。

- ・保険料の額は、その方の「所得に応じてご負担いただく部分（所得割）」と「等しくご負担いただく部分（被保険者均等割）」の合計になります。

【年額保険料の算式】

「総所得金額×6.53%」 + 「被保険者均等割35,787円」 = 「保険料」

なお、長野県の1人当たり平均保険料額は55,052円になります。（軽減後）

- ・所得の低い世帯の方には、被保険者均等割が軽減（7割、5割、2割）されます。
- ・どんなに所得の高い方でも、年50万円が最高になります。
- ・保険料は年金から天引きされます。なお、年金の年額が18万円未満の方、介護保険料との合計額が年額の2分の1を超える方は天引きされず、納付書により納付いただきます。

③窓口負担

お医者さんにかかるときの窓口負担は、老人保健と変わらず、原則、一般の方は1割負担が継続されます。現役並みの所得がある方は3割負担です。

④保険証

後期高齢者医療制度の新しい保険証になります。（平成20年3月下旬にお手元に届きます。）なお、保険証は1人1枚のカード型になります。

お問い合わせ

健康推進室 ☎33-5125（直通）

被用者保険の被扶養者に該当するか 検討してみましょう。

事業所等に被扶養者になれる条件（年間収入額等）を確認し、条件を満たしている場合は届出を検討してください。被扶養者になると、国保税の負担がなくなります。（被用者保険では、被扶養者の保険料は制度全体で負担しますので個人の負担がなくなります。）また、後期高齢者医療制度で、保険料の軽減が受けられません。

国民健康保険に加入していて、この制度に移行する方で、同一世帯に国保以外の保険に加入している親族がいる場合、扶養認定について被保険者の勤める事業所に相談してみましょう。

もみじマーク・夜間反射タスキ

をつけてみましょう

無料配布しています

平成十九年六月に道路交通法が改正となり、飲酒運転に対する罰則の強化や飲酒運転をするおそれのある者への車両提供、同乗等も罰せられることとなりました。



また、一年以内には後部座席のシートベルト着用も義務化され、七五歳以上の高齢運転者は高齢運転者標識（通称・もみじマーク）の表示が義務化されました。（七〇〜七四歳は努力義務です。）

飯田警察署管内における平成十九年の交通死亡事故件数は十一件であり、うち九件は高齢者が亡くなっています。高木村交通安全協会では、高齢者が事故に巻き込まれないようにするため、従来からもみじマークと夜間反射タスキを高齢者の方に無料で配布していますので、ご希望の方は、交通安全協会事務局（役場総務課生活安全担当）までご連絡ください。



次世代ネットワーク 新名称を募集します

高木村では、オフトーク放送に代わる音声告知放送がこの4月1日からスタートします。放送内容は、今までのように村内の身近なお知らせや、話題を音声で放送するほか、新たに行政放送・緊急放送をテレビによる文字放送でも行います。そこで、この放送施設の名称を募集します。

募集方法

はがき、FAX又は電子メールに、次の事項を記入してお送りください。

- ①氏名 ②年齢 ③住所 ④電話番号
- ⑤名称 ⑥名称説明又はその理由
- *別紙応募用紙でも可

応募資格

どなたでも結構です。

募集期日

平成20年2月25日

応募仕様

漢字・カタカナ・アルファベット問いません

お問い合わせ

高木村役場企画財政室
電話 0265-33-5129
FAX 0265-33-4511
eメール muradukuri@vill.takagi.nagano.jp

消防団出初式 永年の活動に 表彰伝達



長野県消防協会表彰

退団者感謝状	前団長	宮下孝行
功労章	第一分団副団長	小山豊
努力章	第三分団長	城田祐輔
精績章	第二分団長	牧野秀樹
技術章	機関長	近藤健吾
精勤章	第一分団長	山上喬司
	第三分団副団長	飯島浩也
	救護長	根井真和
	誘導長	岩本智則
	喇叭長	牧内史博
	本部旗手	木村史博

飯伊消防協表彰

功績章	第二分団副団長	原真一
	班長（寺之前班）	原達也
功労章	第一分団副団長	小山豊茂
	班長（寺之前班）	原茂彦
	班長（帰牛原班）	市瀬和久
	班長（富田班）	小池幸久

北部地区班表彰

努力章	第一分団長	山上喬
	第二分団長	牧野秀樹
	第三分団長	城田祐輔



21年3月新卒者 学生就職登録

平成二十一年三月大学・短大・専門学校等卒業予定者で飯伊地域に就職を希望する方々に「学生就職登録」を行なうていただきます。

- ① 企業ガイドブック・求人情報の提供（作成次第送付）
- ② 就職ガイダンスの案内（二月に開催）

1月の村税等

納期限	口座振替日
村県民税(第4期)	1月25日 <small>◎口座振替の方は預金の残高確認をお願いします。</small>
国保税(第10期)	
介護保険料	
保育料	
上下水道料	

- ③ 就職面接会の案内（五月・十一月等に開催を予定）
- ④ その他の就職情報を随時提供が、受けられます。

登録の方法は、ハローワークに備え付けてある「学生就職登録票」に記入していただき提出する方法と、飯田職業安定協会で運営するホームページ「イイダカイシヤナビ」にメルマガ登録、ガイドブック申し込みをしていただく方法があります。

http://www.iidajob.com/ 保護者が代理でいただくことも可能です。

お問い合わせ

ハローワーク飯田 学卒係
☎ 0265-2418609

長野県最低賃金改正

長野県内の事業場で働く全ての労働者と労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃金」と、特定の産業に対して定められている「産業別最低賃金」が改正されました。この機会に、ぜひ賃金の確認をしてみてください。

お問い合わせ

飯田労働基準監督署
☎ 0265-2212635

2月の結婚相談日

日時

二月九日 土曜日

時間

午後七時～午後八時三十分

場所

喬木村老人福祉センター
第一会議室

※相談日に関わらず、随時左記にて結婚についてのご相談を受け付けております。

お問い合わせ

喬木村役場 住民課福祉係

担当：市瀬

電話：33-5123

地域別最低賃金	改正時間額(円)	改正前時間額	引上額(円)	引上率(%)	効力発生日
長野県最低賃金	669円	655円	14円	2.14%	平成19年10月21日

産業別最低賃金	改正時間額(円)	改正前時間額	引上額(円)	引上率(%)	効力発生日
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、精密機械器具製造業最低賃金	767円	757円	10円	1.32%	平成19年12月15日
一般機械器具、自動車・同付属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	779円	769円	10円	1.30%	平成19年12月19日
各種商品小売業最低賃金	739円	730円	9円	1.23%	平成19年12月31日
印刷、製版業最低賃金	738円	736円	2円	0.27%	平成19年12月31日



地球温暖化防止講演会

■演題	「伊那谷の気象と地球温暖化が及ぼす地域への影響」
■講師	むらやま こうじ 村山 貢司 先生 (財気象業務支援センター 気象予報士)
■とき	平成20年2月3日(日) 14時00分～15時30分
■ところ	高森町福祉センター 大ホール 2F 下伊那郡高森町下市田 (高森町役場となり)

■主催 地球温暖化防止講演会実行委員会
北部5町村の地球温暖化防止活動推進員
下伊那地方事務所
北部地区ふるさと振興協議会
(松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村)